

福島県立宮下病院医事会計システム導入 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島県立宮下病院が実施する「福島県立宮下病院医事会計システム導入」において、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する手続きについて、必要事項を定める。

2 業務名

福島県立宮下病院医事会計システム導入

3 業務仕様

別紙「福島県立宮下病院医事会計システム導入 要求機能仕様書」（以下「仕様書」）のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映する。

4 業務期間

委託契約締結の日から令和7年9月30日（火）まで

5 見積限度額

16,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ①役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は民間病院が発注した同種又は類似の業務を受託し、履行した実績を有する者。

(8) その他、別紙「福島県立宮下病院医事会計システム導入 要求機能仕様書」の必須要件をすべて満たす者であること。

7 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公示	令和7年6月2日（月）
質問の受付	令和7年6月9日（月） 17時まで（必着）
質問の回答	令和7年6月11日（水）
参加申込書等提出	令和7年6月13日（金） 17時まで（必着）
企画提案書提出	令和7年6月17日（火） 17時まで（必着）
プロポーザル審査会	令和7年6月19日（木） 午後 （予定）
審査結果通知	令和7年6月20日（金） （予定）
仕様協議	令和7年6月20日（金）以降 （予定）
契約	令和7年6月30日（月） （予定）

8 手続等

(1) 事務局

〒969-7511 福島県大沼郡三島町宮下水尻1150

福島県立宮下病院 事務部（担当：大柳）

電話 : 0241-52-2321

FAX : 0241-52-3133

E-mail : miyashita.byouin@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の公示期間及び入手方法

ア 期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）まで

イ 入手方法

福島県立宮下病院ホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25180a/>)により公示し、事務局または郵送等での配布は行わない。

9 質問書

提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、下記により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

「質問書」(様式1)

(2) 提出期限

令和7年6月9日(月) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

FAX または電子メール、持参により事務局宛に提出すること。

FAX または電子メールにより提出した場合、電話で受信確認をすること。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和7年6月11日(水)までに福島県立宮下病院ホームページにて公表する。

10 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する意思のある者は、下記の参加申込書等を提出すること。

参加申込書の提出をもって、提案者は本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出期限

令和7年6月13日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出書類

①参加申込書 (様式3)

②受託実績証明書(様式4)

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを添付すること。

(3) 提出方法

FAX または電子メール、持参により事務局宛に提出すること。

※FAX または電子メールにより提出した場合、電話で受信確認をすること。また、持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

(4) その他

参加表明書の提出がない者からの企画提案は受け付けない。

11 企画提案書の提出

企画提案書については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参により8(1)へ提出（電子媒体は電子メールにより送信）すること。

なお、持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

(3) 提出書類

①企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 版とし、仕様書の下記項目に回答・対応可否を記入して添付すること）

- ・「0_必須要件」「1_基本要件」～「3c_診療録管理システム」
- ・接続システムについて対応が難しい場合は「令和7年度システムの接続対象」「令和9年度システムの接続対象」に回答・対応可否を記載すること

②事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 版とし、仕様書の下記項目に見積り額を記入して添付すること）

- ・「0a_令和7年度システムの調達範囲」
- ・「0b_令和9年度システムの調達範囲」

(4) 提出部数

上記①②に関する紙媒体 10部（正本 1部、副本 9部）および電子媒体。

電子媒体については、下記形式にて受付期間中に8(1)事務局まで送付すること。

- ・企画提案書は、PDF または PowerPoint・Word・Excel の形式にて送信すること
- ・事業経費積算書は、PDF または PowerPoint・Word・Excel の形式にて送信すること
- ・仕様書は、見積り・回答を記載し Excel 形式のまま送信すること

(5) 記載内容

企画提案書は12企画提案書の評価基準及び仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- ①事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。
- ②仕様書に記載している各業務について、円滑かつ効果的に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ③仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。
- ④事業経費積算書は、明細を記載し、合計金額は税込み金額を明示すること。

(6) 留意事項

① 参考資料について

企画提案書の作成に当たっては、以下の資料を参照すること。

- ・別紙「福島県立宮下病院医事会計システム導入 要求機能仕様書」

② 複数企画提案の禁止

同一の者が複数の企画提案書の提出を行うことは認めない。

③ 再提出の禁止

提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出を行うことは認めない。

④ 辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

⑤ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。

⑥ その他

- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は原則返却しない。
- ・提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とする。

12 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準・評価点」（以下「評価基準」）のとおり。

13 企画提案書の審査方法

（１）書面審査（１次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、２次審査におけるプロポーザル審査会対象者（上位３者まで）を選定する。

ただし、参加者が３者以下の場合は書面審査（１次審査）の実施を省略し、下記（２）のプロポーザル審査会へ移行する。

なお、２次審査対象者へは別途、開催通知により実施詳細を通知する。

（２）プロポーザル審査会（２次審査）

各社からのプロポーザル提案を受け、これを総合的に評価し、契約候補者を決定する。

ア 日時

令和７年６月１９日（木）午後（予定）

イ 場所

福島県立宮下病院 会議室

ウ 方法

- ① 出席者は１事業者３名以内とする。
- ② プレゼンテーションは１提案者あたり６０分以内（プレゼン４５分、質疑応答１５分）とする。

- ③ 説明に際して、プロジェクター等を用いて提案書の表現を補足することを認める（HDMI 接続可能な大型モニターは当院にて用意するが、パソコンやプロジェクター等の必要機器は各自持参すること。また、機器の設定時間等もプレゼンテーションの時間に含めるものとする。）。ただし、説明のために新たな資料を追加提出することは認めない。

エ 契約候補者の選定方法

- ① 2次審査の総得点の合計が大きい順に順位付けを行う。
- ② 総得点が最も上位の提案者を契約候補者とする。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とする。また、総得点と同点となった場合、見積書の総額が低い提案者を契約候補者とする。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、企画プロポーザル審査会の参加者全員に書面で通知するとともに、宮下病院のホームページにて公表する（業務委託予定者については事業者名、総得点。業務委託予定者以外については事業者名を伏せた総得点）。
- ② 審査の結果、契約候補者とならなかった者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。
- なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の事業者名とそれぞれの審査時の総得点」とする。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 見積金額が限度額を超えているもの

15 仕様の協議及び契約

(1) 評価内容の担保

- ① 選定した契約候補者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、福島県が、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。ただ

し、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

- ②企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約の方法

契約候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。

ただし、14 の事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者を契約候補者とする。

(3) その他

契約候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。

以上